

## 津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業 監理・事後評価等業務委託に係る質問回答

番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	仕様書	14	第1章 6 表-2業務 分担表	建築、プラント共、重点監理を行うものとしてよろしいでしょうか。	建築については、現場着工から、建物完成までの期間は常駐監理とします。
2	公告第3号	2	「3応募 資格 (2)」	一般廃棄物処理施設は、汚泥再生処理センター等のし尿処理施設や、バイオガス化施設も該当すると解して宜しいでしょうか。	ごみ焼却施設とします。
3	審査基準	2	3 提出書類における評価項目(技術評価)と配点	<p>表の末に「※1 担当者が兼務した際は、兼務した項目については評価を行わないこととする。」とありますが、例えば、⑤副総括責任者(プラント)が⑨副総括責任者(運営事業監理、関連業務支援、事業事後評価)を兼務した場合や⑥プラント機械設備技術者が⑩運営事業監理業務担当を兼務した場合、どちらかの担当者の配点が無くなるとの理解してよろしいでしょうか。</p> <p>【実際には、建設時に施設に関して深い理解をしている担当者が後段の運営管理や事後評価等を行ったほうがより高品質で効果的な業務が実施できると考えますが、現在の審査基準では加点できないものとなりますが、この点についていかがでしょうか?】</p>	<p>(1)施設建設設計施工監理業務について、副総括責任者と技術担当者が兼務した場合は技術担当者について評価を行わず、副総括責任者についてのみ評価を行うものとします。</p> <p>(2)⑤副総括責任者(プラント)が⑨副総括責任者(運営事業監理、関連業務支援、事業事後評価)を兼務した場合は両方の評価を行うものとします。</p> <p>(3)技術担当者と業務担当者が兼務した場合は両方の評価を行うものとします。但し、業務担当者を複数兼務した場合は一つの業務担当者のみ評価を行うものとします。</p>

4	仕様書	6	第1章 1 監理体制	本業務における施工監理体制が示されていますが、建築関係の確認申請に必要な工事監理者の対応は本業務の所掌範囲外で、組合において一級建築士を配置し工事管理者とすると考えてよろしいでしょうか？	建築関係の確認申請に必要な工事監理者の対応は本業務の所掌範囲内です。(管理棟(リサイクルプラザ機能を含む)を除く。)
5	仕様書	10	第1章 3 施工モニタリング 10)他工事との調整	本項では、最終処分場建設工事、管理棟建設工事、還元施設建設工事等を他事業としておりますが、これらは組合が図面発注により発注する工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	仕様書	10	第1章 3 施工モニタリング 10)他工事との調整	本項で示す他事業についての概略設計・工事工程についてご教示いただけますでしょうか。	敷地造成工事は、平成24年12月工事着工予定。最終処分場工事について平成25年12月工事着工予定です。その他工事については本事業の進捗に合わせて決定します。
7	仕様書	13	第1章 6 表-2業務分担表	業務分担表(1/3)の中で、関係官庁及び地元折衝の項目がありますが、地元折衝の範囲及びどのような業務をイメージすれば良いでしょうかご教示ください。また、想定される概ねの対応回数をご提示願います。	関係官庁への申請についての確認、調査を行うものとします。 地元折衝は、地元説明会に同席して必要な支援を行うものとします。地元説明会は年2回程度を想定しています。
8	仕様書	22	第3章 3リサイクルプラザ運営委託への契約支援	「契約書案の作成等」とありますが、弁護士資格を有しない者が、他人の契約書作成案を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。よって、本業務の契約書案の作成は、類似契約書の作成経験のある弁護士に作成させることと解して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	仕様書	28	別紙1 還元施設検討委員会支援	委員会委員の手当て及び旅費は本業務の費用に含まれないと解して宜しいでしょうか。含まれる場合は、その経費をご教示願います。	お見込みの通りです。

10	様式集	1	【様式4-1】業務実施体制	仕様書で配置技術者及び担当者の資格を規定し、かつ兼務の可否の記載がありますが、「兼務をしても可」と記載のない技術者及び担当者は当該資格を有していても兼務できないと解して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。 但し、施設建設設計施工監理業務の技術担当者は、運営事業監理、関連業務支援及び事業事後評価の業務担当者を兼務してもよいものとします。
----	-----	---	---------------	---	---